

津市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例に係る基本的な考え方に対する意見募集の結果について

平成20年11月25日（火）から12月24日（水）までの間に、津市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例に係る基本的な考え方に対する意見募集を行った結果は、次のとおりでした。

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

公表日：平成21年2月26日

1. 案 件

「津市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例に係る基本的な考え方」

2. 募集期間

平成20年11月25日（火）～平成20年12月24日（水）

3. 意見の件数（意見提出者数）

2件 （1人）

4. 意見等の概要と意見等に対する考え方

No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	(3)基本理念 「良好な地域社会の重要性を認識し、豊かな地域活動を育むことにより行うものとする」とあるが、「良好」とか「豊か」ではインパクトが弱いので、「協働して行い健全で良好な地域社会を構築して行うものとする」に書き換えてほしい。	基本計画の中でそれぞれが協力していくということを記述しておりますので、ご意見の趣旨は理解しますものの、ご理解をお願いします。
2	(4)市の責務 犯罪は本市の管内だけではなく、他の市町も含めて広域化しており、他の市町及び警察署との連携が必要だと思えます。 そこで「本市は基本理念にのっとり安全安心なまちづくりを実現するために他の市町及び警察署と連携し、総合的に諸施策を実施する」と書き換えてください。	基本計画の中で県等との連携を記述しており、ご指摘のことも含まれていると考えますので、ご意見の趣旨は理解しますものの、ご理解をお願いします。

5. 募集時の資料

「津市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例に係る基本的な考え方」 (PDF)

6. 問い合わせ

市民部市民交流課

電話 059-229-3252

ファックス 059-227-8070

E-mail 229-3110@city.tsu.lg.jp